

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和2年11月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①被保険者に係る申請や届出の受理、審査又は応答 ②被保険者の資格管理 ③認定情報の管理 ④介護給付、予防給付又は市町村特別給付情報の管理 ⑤保険料及び各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ⑥保険料の徴収及び給付制限 ⑦保険料の滞納情報の管理
③システムの名称	・総合行政システム介護保険 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバ ・介護認定支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第2 93,94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第46,47条 <情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第2 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95の項 別表第二主務省令第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市健康福祉部高齢者支援課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市健康福祉部高齢者支援課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年11月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年11月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>] 接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月23日	I. 1. ②(事務の概要)	<p>「介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請や届出の受理、審査又は応答 ②被保険者の資格管理 ③認定情報の管理 ④介護給付、予防給付又は市町村特別給付情報の管理 ⑤保険料及び各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ⑥保険料の徴収及び給付制限 ⑦保険料の滞納情報の管理</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請や届出の受理、審査又は応答 ②被保険者の資格管理 ③認定情報の管理 ④介護給付、予防給付又は市町村特別給付情報の管理 ⑤保険料及び各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ⑥保険料の徴収及び給付制限 ⑦保険料の滞納情報の管理</p>	事後	変更は、文言の整理のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月23日	I. 3(法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第1 項番68 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条	番号法第9条第1項 別表第1 68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	変更は、文言の整理及び主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月23日	I. 4. ②(法令上の根拠)	<p>番号法第19条第7号 別表第二 〈情報提供の根拠〉 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117項 〈情報照会の根拠〉 93,94項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 〈情報提供の根拠〉 2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 〈情報照会の根拠〉 46,47条</p>	<p>〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第7号 別表第2 93,94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第46,47条 〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第7号 別表第2 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95の項 別表第二主務省令第 2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条</p>	事後	変更は、文言の整理及び主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年4月1日	I. 5. ②(所属長)	②所属長 高齢者支援課長 石田 泉	②所属長 高齢者支援課長 加藤 敬一郎	事後	変更は、人事異動に関するもののみであり、しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月23日	Ⅱ. 1(いつの時点の係数か)	平成27年6月30日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月23日	Ⅱ. 2(いつの時点の係数か)	平成27年6月30日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年4月1日	Ⅰ. 5. ②(所属長)	高齢者支援課長 加藤 敬一郎	高齢者支援課長 中熊 照美	事後	変更は、人事異動に関するもののみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成30年4月9日	Ⅰ. 5. ②(所属長)	高齢者支援課長 中熊 照美	高齢者支援課長 岡田 郁子	事後	変更は、人事異動に関するもののみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月31日	Ⅱ. 1(いつの時点の係数か)	平成28年7月31日 時点	平成30年7月31日 時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月31日	Ⅱ. 2(いつの時点の係数か)	平成28年7月31日 時点	平成30年7月31日 時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月31日	Ⅰ. 5. ②(所属長の役職名)	高齢者支援課長 岡田 郁子	高齢者支援課長	事後	変更は、様式改訂に伴うものであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年1月6日	Ⅰ. 1. ③(システムの名称)	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity介護保険 ・団体内統合宛名サーバ ・中間サーバ ・介護認定支援システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合行政システム介護保険 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバ ・介護認定支援システム 	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ. 1(いつ時点の計数か)	平成30年12月31日時点	令和元11月6日時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ. 2(いつ時点の計数か)	平成30年12月31日時点	令和元11月6日時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅳ. 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事前	システムの全面入替え
令和2年11月12日	Ⅱ. 1(いつ時点の計数か)	令和元年11月6日時点	令和2年11月12日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年11月12日	Ⅱ. 2(いつ時点の計数か)	令和元年11月6日時点	令和2年11月12日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明